

1. 当ホームにおける重度化対応に関する考え方

重度化された場合の対応にあたっては、介護方法、治療等についてご本人の意思ならびにご家族の意向を最大限に尊重して行わなければなりません。対応する上で、利用者と事業者との間で話し合いを行い、相互に同意された内容については確認をとりながら、多職種協働によりご本人およびそのご家族への継続的支援を図ります。

また、重度化された場合における対応に定められた内容を遂行するため、医療機関等との連携およびチームケアを推進することにより取り組みを行います。

- (1) 環境の変化の影響を受けやすい利用者が、「その人らしい」生活を送ることができるように、尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が最高のものとして実現できるケアに努めます。
- (2) できる限り当ホームにおいての生活が継続できるよう、日常的に健康管理には留意し、万が一医療的ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。

※ やむを得ず、当ホームでの生活の継続が困難となった場合は、ご本人・ご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。

2. 重度化対応の体制

(1) 医療との連携体制

重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関とともに、即応出来る連携体制を確保します。

① 看護職員の体制

看護職員は、当ホームに配置、勤務する者です。内容は利用者に対する日常的な健康管理、通常時および急性期における医療機関等との連絡・調整等です。

② 急性期における医師や医療機関との連携体制

協力医療機関の確保および、24時間の体制により連携体制がとれています。

協力医療機関

名 称	肥後胃腸科クリニック
所 在 地	指宿市山川大山2948
電 話 番 号	0993-35-2148
診 療 科 目	内科・消化器内科・胃腸内科・老年内科・内視鏡内科・胃腸科・外科・皮膚科
入 院 設 備	無し

名 称	北菌産婦人科クリニック
所 在 地	指宿市大牟礼4-16-28
電 話 番 号	0993-24-3177
診 療 科 目	産婦人科
入 院 設 備	有り

名 称	浜田洋一郎医院
所 在 地	指宿市開聞川尻4920-5
電 話 番 号	0993-32-2614
診 療 科 目	内科・外科
入 院 設 備	無し

名 称	浜田歯科医院
所 在 地	指宿市開聞川尻4920-1
電 話 番 号	0993-32-5353
診 療 科 目	歯科
入 院 設 備	無し

(2) 多職種協働によるチームケアの体制

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

① 重度化に伴うケア計画の作成

重度化しても「その人らしい」生活を送ることができるように、生活支援ニーズの変化に応じてケア計画を作成し、ご本人・ご家族とともに生活支援の目標を定めます。

② ケア計画に沿ったケアの実施

ご本人・ご家族とともに作成したケア計画に基づき、一人ひとりの心身の状態に応じた、適切なケアの提供に努めます。

③ 家族・地域との連携

家族および地域住民とのネットワークの支えにより、重度化しても尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が維持できるよう家族・地域との連携に努めます。

3. 重度化対応に関する各職種の役割

(管理者)

- ・看取り介護の総括責任者の任命
- ・職員への指針の徹底
- ・職員に対する教育・研修

(看護職員)

- ・主治医または協力病院との連携

- ・重度化に伴い起こりうる処置への対応
- ・疼痛の緩和
- ・緊急時の対応
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・心身の状態のチェックと経過の記録
(計画作成担当者)
- ・継続的な家族支援
- ・他職種とのチームケアの確立
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・緊急時の対応
(介護職員)
- ・きめ細やかな食事，排泄，清潔保持の提供
- ・身体的，精神的緩和ケア
- ・コミュニケーション
- ・心身の状態のチェックと経過の記録
- ・定期的なカンファレンスへの参加

4. 看取り介護への対応

ご本人およびご家族との話し合いや意思の確認をし，当事業所で看取り介護を実施する場合は，その受入の可否を含めて検討し，体制を整えこれに対応します。

5. 職員に対する教育・研修

利用者の重度化に対応するための介護技術，専門知識の習得を目的とし，介護の質の向上を目指し教育，研修を実施します。

そのため，施設内の研修会開催や外部研修会の積極的参加を推進します。

- ① 重度化に伴うケアの知識と技術
- ② 重度化に伴い起こり得る機能的・精神的変化への対応
- ③ チームケアの充実
- ④ 看取り介護に関する対応
- ⑤ 重度化対応ケアの振り返り（検証）

6. 入院中における食費・居住費の取り扱い

居住費（家賃）については，入院期間中であっても在籍をし，家具等が置かれている場合は算定の対象期間とします。

食費については，原則として提供した食事について一日単位で計算対象期間とします。

グループホームにおける重度化対応指針についての同意書

年 月 日

私は、本書面についてグループホームオリビンの風から十分な説明を受け、当該内容について同意し受領しました。

利用者

(住 所) _____

(氏 名) _____ 印

署名代行者 (代理人・身元引受人)

(住 所) _____

(氏 名) _____ 印 (続柄: _____)